

県から送られる「寄附金受領証明書」により、個人の場合は、税控除が受けることができます。（これにより寄附は、寄附される方の所得等に応じた一定の額まで、実質 2,000 円の負担になります。）法人の場合は、寄附金の全額を損金に算入することができます。

※参考：ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業 専用サイト

<https://www.pref.okayama.jp/page/513412.html>

ふるさとチョイス「控除上限額シミュレーション」

https://www.furusato-tax.jp/about/simulation?top_simulation